

三労委勝利に対する声明

10月21日に三重県労働委員会は、私たちが不当労働行為の救済を求めて、2013年3月25日から闘い続けてきた「三労委平成25年(不)第1号不当労働行為救済申立事件」に対して私たちの主張を全面的に認め、「組合掲示板を設置しなかったことは組合弱体化を企図したものであり不当労働行為である」と命令を下した。2年7ヶ月に及ぶ闘いは、ついに完全勝利を勝ち取ったのである。

2013年3月15日、紀伊長島駅における乗務員配置解消に伴い、伊勢運輸区への強制転勤が実施された。会社はそれまで紀伊長島駅に設置されていた組合掲示板を強制的に撤去したのである。直ちに、伊勢運輸区分会は、組合掲示板の設置を求め、申請を行った。しかし、会社は、JR東海労の組合掲示板設置の要求に対して、首をタテに振ることはなかった。私たちは、掲示板の設置を勝ち取るため、職場においては設置を許可しない現場管理者に抗議をし、本部・地本・三重県協議会が団体交渉の開催を求めた。しかし、会社は団体交渉を拒否してきた。こうした状況の中で、組合員から「会社の理不尽な嫌がらせは許せない」「JR東海ユニオン組合員に私たちの主張を広げて行かなくてはいけない」「第三者機関で闘いを進めよう」と声が出された。地本はこの声に応えていくため、三重地労委の闘いがスタートした。

今日まで、6回の調査と2回の証人審問が開催された。しかし、闘いは苦難の連続であった。さらに、組合員の連続した転勤により組合員が1名となる事態になった。こうした現実を克服していくため、私たちは、その都度、論議を積み重ねながら、意思統一を図ってきた。中央委員会で出された「職場で組合員1人になっても掲示板は必要だ」との発言に基づき、2015年春の闘いの中で、1人職場での掲示板設置要求と設置拒否に対する苦情申告など、名古屋地本の総力を挙げて闘いをつくり出しきた。このような闘いの積み重ねによって、私たちは三重県労働委員会での完全勝利を勝ち取ることができた。私たちはこの勝利を確認する。

しかし、いつまでもこの喜びに浸っているわけにはいかない。私たちは、この2年間でつくり出した組織力で、「不当労働行為はやり得だ」と公言する会社経営陣を許さず、さらなる勝利を勝ち取るために闘い抜いていく！

2 0 1 5 年 1 1 月 7 日
J R 東 海 労 働 組 合 中 央 本 部
J R 東 海 労 働 組 合 名 古 屋 地 方 本 部